

深刻な高齢者の消費者被害

見守りで防止しましょう!!

高齢者 A さんより「通帳に3千円しか残っておらず生活費が無くなった」と相談があり、家に行くと化粧品が山のようにあった。

書類等を調べると長期間に渡って契約していたようで、約500万円も支払っていた。

化粧品会社担当者から「こちらが質問することすべてに『ハイ』とだけいうように」と言われ、契約を強要されていたという。



ひとこと助言

✳️このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が日ごろから高齢者の様子に気を付けることがたいせつです。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子がないか確認するようにしましょう。

少しでも気になことがあれば、

警察や消費生活総合センターへ早めの相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内) . . ☎366-1319

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

